

## 仕 様 書

### 1. 件 名

市川市道路情報管理システム構築および道路情報データ整備業務委託

### 2. 委託期間

契約日翌日 から 令和8年 3月25日まで

### 3. 担当部課

予算執行課：市川市 情報管理部 情報管理課

業務担当課：市川市 道路交通部 道路管理課

### 4. 総 則

#### (1) 目 的

市川市（以下「発注者」という。）が現状紙地図での運用・管理している道路関連情報の電子化を行い、地理情報システム（GIS）を構築することにより市内での情報の集約・共有・促進・効率化を図ることを目的とする。

受注者は、この目的を十分に理解し、正確・丁寧かつ実効経費の軽減を図り、この業務を期限内に遂行しなければならない。

#### (2) 業務の指示及び監督

受注者は、本業務を遂行するにあたって、発注者担当職員と常に密接な連絡を取り、最適な対応をとらなければならない。

#### (3) 業務の責任範囲

本業務を遂行するにあたって、受注者は、信頼性と可用性を保証したシステムの提供と安定的な稼働環境の導入について、責任を負うものとする。また、システムで利用する道路情報データを整備することについて責任を負うものとする。

なお、システム及びデータセンター（サーバ等ハードウェア）使用の経費（使用料）については、本契約の範囲外とする。

### 5. 前提条件

#### (1) 座標系

受注者は、本業務を遂行するにあたり、以下の位置座標を使用しなければならない。

- ① 測地系：日本測地系 2011（世界測地系）
- ② 平面位置座標：平面直角座標系第 I X 系
- ③ 垂直位置座標：東京湾平均海面からの高さ（TP.）

#### (2) 資料貸与と返却期限

- ① 発注者が貸与する資料に関して、受注者は、受注者以外の者に情報が漏れることの無いよう取扱いと保管に留意し、本業務の目的以外に使用してはならない。また、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複写してはならない。
- ② 受注者は、貸与資料（発注者の承諾を受けて複写したものを含む。）を委託期間終了日までに発注者に返却しなければならない。

(3) 準拠法令等

受注者は本業務実施にあたり、契約書、本仕様書及び以下に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）
- ② 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- ③ 道路施設現況調査要綱（国土交通省道路局）
- ④ 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- ⑤ 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年閣議決定）
- ⑥ 測量法（昭和24年法律第188号）
- ⑦ 統合型GIS推進指針（平成20年 総務省）
- ⑧ 著作権法（昭和45年法律第48号）
- ⑨ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑩ 空間データ作成のための製品仕様書作成の手引き（平成16年度国土地理院）
- ⑪ その他本業務に係る法令・規則等
- ⑫ 市川市諸規則

(4) 業務実施体制

本業務の業務実施体制として、以下の条件を満たす技術者を配置するものとし、契約時に恒常的な雇用を証明する書類の写し及び資格認証を証明する登録書の写しを発注者に提出するものとする。

- ① 主任技術者  
本業務を総括する主任技術者は、測量士の資格を有するものとする。
- ② 照査技術者  
照査技術者は、空間情報に関する高度な専門知識と豊富な知見・経験を有し、本業務成果である空間情報の今後の利活用を見越した工程管理・品質管理のため、空間情報総括監理技術者の資格を有するものとする。

(5) 事業者要件

受注者は以下の要件を満たすものとする。尚、②から④までにおいては、契約事務所及び業務作業場所で取得していなければならない。

- ① 過去10年以内に道路台帳をデジタルデータで作成または更新、かつ道路台帳管理システムを導入した実績を有すること。

- ② IS09001 (品質管理システム)
- ③ IS027001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- ④ IS027017(クラウドセキュリティ)
- ⑤ プライバシーマーク

## 6. システム要件

### (1) システム基本要件

- ① システムの構築は、受注者が保有するシステムを提供する LGWAN-ASP サービスを基本とし、別紙1「道路情報管理システム機能要件」で指定する要件のほか、本契約の仕様を満たす上で不足する機能を追加して構築すること。また、機能要件の齟齬を防ぐため、発注者と協議し、本来あるべき姿の機能構築に努めること。
- ② 財団法人全国地域情報課推進協議会が推進する地域情報プラットフォーム（GISユニット製品）の準拠登録製品であり、電子行政の変化に迅速に対応できること。
- ③ 安定した稼働を保証するため、導入実績のあるパッケージ製品若しくはサービスであること。
- ④ LGWAN-ASP サービスの実施にあたり、システムはファシリティ及びセキュリティ面で完備された国内のデータセンターに設置するものとし、必要なハードウェア、データセンターの確保、また、サーバOS、パッケージソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、セキュリティソフト等、システムの稼働に必要なソフトウェアは、受注者の負担で用意するものとする。
- ⑤ データセンターと発注者のネットワーク間は、総合行政ネットワーク（LGWAN回線）を利用することとし、本業務契約時までには、地方公共団体情報システム機構よりLGWAN-ASPサービスとして登録／接続されていること。
- ⑥ 本システム稼働後に更新される各OSやWebブラウザの最新バージョンに追加費用無しで速やかに対応可能なシステムとする。
- ⑦ システムは一般的なパソコンが有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、利用に際してはプラグイン等の特別なソフトのダウンロードやJAVAアプレット、.NET Framework等の使用機種に制限を与えるようなものが無いものとする。
- ⑧ クライアント側のOS、既存アプリケーションの動作を不安定にさせないシステムであること
- ⑨ ユーザIDにより機能制限ができること。
- ⑩ システムの設置場所は、別紙2「サービスレベルの保証基準（SLA）」に定める各項目の内容を保証できる環境とすること。

- ⑪ サーバ等のハードウェアは、発注者専用でなくても構わないが、他のサービス利用者から独立し、セキュアなものであること。
- ⑫ 本システムを構築する各サーバには、マルウェア（ランサムウェア、ウイルス、ワーム、トロイの木馬等の侵入を含む）対策を施し、発注者使用領域へのマルウェアの侵入を遮断すること。
- ⑬ システムを構築する各サーバには、不正アクセス対策を施し、発注者使用領域への不正侵入や保持情報の改ざん、窃取等を防止すること。
- ⑭ 地方公務員法や本市の条例、規則等の最新状態に対応していること。また、今後の制度改正に対応できるよう、拡張性のあるシステムであること。
- ⑮ 発注者と受注者の協議調整の結果、安全性、信頼性、効率性、経済性等の観点から、発注者がシステムの機能要件を変更すべきと判断した場合は、システム機能の変更を行うことがある。
- ⑯ システム稼働時のユーザ数（システムを操作する人数）は、下記の通りとする。ただし、稼働後において増減もあり得るものとする。  
道路情報管理システム同時使用ライセンス：30 ライセンス
- ⑰ データ保管場所は LGWAN 領域内であり、インターネット接続領域に保管しないこと。
- ⑱ 本システムへのアクセスについては、通信上のセキュリティを確保するため SSL（セキュリティ・ソケット・レイヤー）認証による暗号化を施し、第三者機関発行の SSL サーバ証明書を確認できること。

## (2) システムの動作環境

### ① クライアント端末の動作環境

クライアント端末については、既存のパソコン（CPU：Core i-5 以上、メモリ：6GB 以上）及びプリンタを活用するものとする。現状のパソコンは、下記に示したとおりであるが、今後の最新のバージョンにも対応できるものとする。

種類	ソフトウェア名
OS	Microsoft Windows 10pro (64bit) Microsoft Windows 11pro (64bit)
ブラウザ	Microsoft Edge
OfficeSoft	Microsoft Office2016pro、2019pro、 2021pro、365

- ② ソフトウェアの種類は問わないが、契約開始から5年以内にサポート期間が終了することのないよう、選定には留意し、上記の環境での動作を保証すること。DBソフトは、オープンソースも可とする。
- ③ サーバの動作環境

- (ア) 受注者がサーバ機器及びシステムを用意し、LGWAN 回線を利用したシステムであること。
- (イ) サーバ機器等は、日本国内のデータセンター内に設置すること。また、データセンターは堅牢な建物であること。
- (ウ) ファイアウォール等によるセキュリティ対策を講じ、不正アクセス検知等の仕組みが備わっていること。
- (エ) ネットワーク遅延を無視できる程度の環境において、システムの起動から最初の画面表示及び各画面展開までの所要時間は 3 秒以内、画面遷移、更新実行などの処理の所要時間は 2 秒以内であること。
- (オ) サーバには、セキュリティソフトを導入し、定期的にパターンファイルやアップデートファイルを更新することで、万全なセキュリティ対策を実施すること。

(3) その他

受注者は、別途契約する「市川市道路情報管理システム ASP サービス利用」の開始より、最低 5 年間のサービス利用を保証すること。

7. データセンター要件

本システムは、下記の条件を満たすデータセンターにて運用すること。

(1) 立地要件

データセンターは日本国内に立地し、日本国の法律が適用できること。

(2) 建物要件

- ① 免震または耐震で、震度 6 程度の地震では躯体主要部に損傷がほとんど出ない構造であること。
- ② 建築基準法に規定する耐火性能を満たしていること。

(3) 電源設備

- ① 電源は、電力会社から複数系統で受電していること。
- ② 受電・電源設備は二重化されていること。
- ③ システム停止を伴うことなく受変電設備の法定点検や工事などを実施できること。
- ④ 自家発電装置など電源のバックアップ装置を有すること。
- ⑤ 停電時システムを安全に停止するまでの時間サーバが稼働できる容量を有する UPS を設置すること。
- ⑥ 空調設備は 24 時間 365 日連続して稼働可能であり、故障発生時も予備機にて運用可能なこと。

(4) 防火設備

- ① サーバ室は、水を使用しない消火設備を設置していること。
- ② サーバ室に煙感知装置を設置するなど、火災の早期発見が可能なこと。

③ 通信設備ビル基準に基づき、避雷針機能を設置していること。

(5) セキュリティ対策

① データセンターの入退室管理は、常駐する警備員またはセキュリティ管理システムなどにより24時間365日実施されていること。無権限者が立入できない設備を有すること。

② サーバ室への入退室を識別できるセキュリティ機能により、許可された者のみ入室できること。

③ サーバ室への入退者の記録媒体の持ち込み持ち出しを確認出来ること。

④ データセンターに保守要員が24時間365日常駐していること。

⑤ 外部からの不正なアクセスを24時間365日監視していること。

⑥ セキュリティパッチ適用などのセキュリティホール対策を常時実施していること。

(6) システム運用条件

① システムを運用する機器は24時間365日連続運用し、機器は二重化するものとする。機器メンテナンスやセキュリティパッチ適用などシステム設定変更中であっても、サービスを停止内で運用できること。

② 障害発生時迅速に復旧できるよう、システムで公開するデータは日次にてバックアップを実施すること。またバックアップは3世代保管すること。

③ サービス稼働率は年間平均99.9%以上を確保すること。

(7) 障害対応要件

障害が発生した場合、サービス停止時間を最小とするよう、休日・深夜問わず、即座に復旧体制を構築できること。

(8) 立ち入り要件

利用者の求めに応じデータセンターの運用状況を確認するため、データセンターに立ち入り調査できること。その場合、システムの運用に関する部分のみ確認を行うものとする。

## 8. 委託内容

(1) 委託業務概要

システム導入において委託する作業は、以下のとおりである。業務内容の詳細に関しては、発注者の指示に従うものとする。

① 道路情報データ整備

(ア) 計画準備

(イ) 資料収集整理

(ウ) 道路情報整備

(エ) 道路台帳デジタル化

② 道路情報管理システム構築

- (ア) 要件定義
- (イ) システム構築
- (ウ) データ変換・移行
- (エ) データセットアップ
- (オ) 動作検証・講習会対応

(2) 業務準備

業務開始に先立ち、以下の内容を記載した「業務実施計画書」を提出するものとする。

- ① 業務実施体制
- ② 業務実施工程
- ③ 業務従事者名簿（主任技術者及び照査技術者の名簿及び当該業務に必要な資格の写し、または能力・経歴を証明するもの）
- ④ 緊急時連絡体制表

(3) 道路情報データ整備

道路台帳データ整備は、以下のとおり行うものとする。

① 計画準備

計画準備は、本業務を円滑に遂行するため、実施計画及び詳細作業工程の立案、適切な人員配置及び使用機材等の手配・調整を行うものとする。

② 資料収集整理

資料収集整理は、貸与される道路情報に関する資料を整理し、必要に応じて複製・画像データをとるものとする。なお、貸与された資料については、破損・汚損・情報漏洩等がないように取扱いに十分注意を払うものとし、業務終了後は直ちに返却しなければならない。

③ 道路情報整備

道路関連情報は、以下の内容について行うものとする。

(ア) 境界確定資料

- (1) 発注者の保有する境界確定位置地図をスキャニング（カラー／JPEG／300dpi）し、取得した画像データの4点隅の公共座標値を付与し、幾何補正を行うものとする。
- (2) 発注者が保有する境界確定資料（docuworks 形式）を PDF 形式に変換を行うものとする。
- (3) 幾何補正を行った境界確定位置地図を背景に、境界確定箇所の図形データ（SHAPE 形式）を作成する。また、(2)で作成した境界確定資料データと紐付けを行いファイリングデータとして格納する。なお、図形の内部属性については監督職員と協議の上で定めることとする。

(イ) 過去に寄付を受けた箇所

- (1) 発注者の保有する過去に寄付を受けた箇所に関する寄付図面等（docuworks 形式）を PDF 形式に変換を行うものとする。
- (2) 発注者が貸与する過去に寄付を受けた箇所に関する位置情報から図形データ（SHAPE 形式）を作成する。また、(1)で作成した寄付図面等の PDF データと紐付けを行いファイリングデータとして格納する。なお、図形の内部属性については監督職員と協議の上で定めることとする。

(ウ) 舗装構成（復旧構成図）

- (1) 発注者が貸与する舗装構成（復旧構成図）を記載した A0 サイズの図面をフラットベッドスキャナにてスキャニングし、取得した画像データに公共座標値を付与し、幾何補正を行うものとする。スキャニング仕様は次のとおりとする。【カラー/JPEG/300dpi】
- (2) 発注者が貸与する市内約 50 箇所分の特殊舗装図（各箇所 A3 用紙 3 枚程度）のスキャニングを行い、PDF データを作成するものとする。スキャニング仕様は次のとおりとする。【カラー/JPEG/300dpi】
- (3) 幾何補正を行った舗装構成を記した図面から、舗装構成の図形データ（SHAPE 形式）を作成する。また、(2)で作成した特殊舗装図データと紐付けを行いファイリングデータとして格納する。

(エ) 電線共同溝関係

- (1) 発注者が貸与する電線共同溝に関する PDF データを整理する。
- (2) (1)の PDF データから、電線共同溝の図形データ（SHAPE 形式）を作成する。また、(1)のデータと紐付けを行いファイリングデータとして格納する。なお、図形の内部属性については監督職員と協議の上で定めることとする。

(オ) 基準点

- (1) 発注者が貸与する基準点に関する成果簿・点の記の PDF データを整理する。
- (2) 各基準点の座標値から基準点の図形データ（SHAPE 形式/ポイント）を作成する。また、(1)で作成した成果簿・点の記のデータと紐付けを行いファイリングデータとして格納する。なお、図形の内部属性については監督職員と協議の上で定めることとする。

(カ) 地籍図根点多角点

- (1) 発注者が貸与する地籍図根点多角点に関する成果簿・点の記の PDF データを整理する。
- (2) 地籍図根点多角点の座標から図形データ（SHAPE 形式/ポイント）を

作成する。また、(1)で作成した成果簿・点の記のデータと紐付けを行いファイリングデータとして格納する。なお、図形の内部属性については監督職員と協議の上で定めることとする。

(キ) 区域線情報及び地籍測量情報

- (1) 発注者が貸与する区域線情報及び地籍測量情報のマイラー図面をスキャニング（カラー／JPEG／300dpi）し、座標標定した画像データを作成する。
- (2) (1)で作成した画像データから位置情報の図形入力を行い、ファイリングデータとして格納する。

(ク) 管理協定箇所

- (1) 発注者が貸与する管理協定箇所に関する PDF データを整理する。
- (2) (1)の PDF データから、管理協定箇所に関する図形データ（SHAPE 形式）を作成する。また、(1)のデータと紐付けを行いファイリングデータとして格納する。なお、図形の内部属性については監督職員と協議の上で定めることとする。

(ケ) 橋梁台帳

- (1) 発注者が貸与する橋梁台帳の PDF データを整理する。
- (2) 橋梁台帳から橋梁位置の図形データ（SHAPE 形式）を作成する。また、(1)で整理した橋梁台帳のデータと紐付けを行いファイリングデータとして格納する。

(コ) トンネル（BOX カルバート）台帳

- (1) 発注者が貸与するトンネル（BOX カルバート）台帳に関する PDF データを整理する。
- (2) トンネル（BOX カルバート）台帳から位置の図形データ（SHAPE 形式）を作成する。また、(1)のデータと紐付けを行いファイリングデータとして格納する。

④ 道路台帳デジタル化

道路台帳デジタル化は、以下のとおり行うものとする。

(ア) 予察作業

- (1) 発注者が貸与する道路台帳平面図数値地形図データ（DMI 型式または DM 型式）と航空写真オルソ画像を重畳表示し、道路台帳平面図と現況の差分を確認し、変更が必要な箇所を抽出する。
- (2) 抽出に当たっては、写真判読が可能な道路区域内変更（歩道の設置や拡幅の有無など）についても抽出するものとする。
- (3) 抽出した変更が必要な箇所については、延長の増減が算出できるよう GIS を利用した位置情報データに加え、Excel 形式で一覧表も作成する

ものとする。

(イ) 図形データベース作成

(1) 貸与する道路台帳平面図数値地形図データ (DMI 型式または DM 型式) から下記の事項について分類コードを付加して入力し、GIS 図形データベースとして数値化する。

- 路線番号、名称
- 起終点記号
- 区割り線及び区割り番号、幅員数値
- 側溝及び側溝幅
- 路面種別
- 安全施設
- 橋梁拡大図及び要素 (延長・幅員)
- 道路勾配及び曲率半径
- その他道路台帳図に必要な表現事項

(2) (1) で作成したデータの構造化を行うものとする。

- 数値化した道路台帳図データより、中心線ラインをデータベース定義に基づき作成する。中心線ラインデータは路線マスタとリンクするものとする。
- 数値化した道路台帳図データの道路縁・区域線・側溝ラインデータを利用し、道路敷及び道路部をデータベース定義に基づき作成する。
- 現在の道路台帳の実延長調書で区切られている箇所区割線をデータベース定義に基づき作成する。
- 道路敷の面データと区割り線データにより区間面データの作成を行う。区間面データはデータベース定義に基づき作成する。
- 数値化した道路台帳図データの道路縁及び歩車道境界線より歩道面データをデータベース定義に基づき作成する。
- 数値化した道路台帳図データの中央帯より中央帯データをデータベース定義に基づき作成する。

(ウ) 調書データベース作成

(1) 路線情報データ修正

路線に関わる議会または告示の図書を参考に、路線の認定または供用開始の期日、起終点住所、道路の敷地の延長・最小最大幅員等の必要な項目データを作成する。

(2) 施設情報データ修正

経年変化等の修正箇所の施設 (橋梁・トンネル・鉄道との交差) 情

報修正データを作成する。修正箇所施設ごとに現況写真データを撮影し、施設台帳と関連付けしたデータを作成する。

### (3) 区間情報データ修正

(1) で作成した市道路線の区間を対象に、調書作成のための集計や分類に必要な区間の情報を作成し、道路台帳調書に必要なすべての項目データを取得する。

### (エ) 図形と調書の整合

各種図形データに対し調書データベースとのマッチングを行い、脱落や重複等が無いかを総合的に論理チェックするとともに、既存調書との整合を取るものとする。

## (4) 道路情報管理システム構築

システム構築は、以下のとおり行うものとする。

### ① 要件定義

要件定義は、システム構築に当たり、各レイヤの設定、マップ、ユーザ・権限等の各種設定内容について整理し、確認するものとする。

### ② システム構築

- (ア) 要件定義において整理・決定した各種設定内容に従いシステムの環境構築を行いユーザ登録、権限設定等を行うものとする。
- (イ) システムの利用ライセンス数は同時使用30ライセンスとする。
- (ウ) 導入するシステムの機能一覧は、別紙1「道路情報管理システム機能要件」に記載された項目を網羅すること。

## (5) データ変換・移行

① データ変換・移行は、市川市全庁型地理情報システム (PasCALWeb) に搭載されている下記の背景地図データについて、今回構築するシステムで運用できるように変換・移行を行うものとする。

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| ・航空写真 (オルソ画像) | T i f f 形式               |
| ・都市計画図 2500   | S h a p e 型式             |
| ・都市計画図 10000  | S h a p e 型式             |
| ・都市計画図 25000  | S h a p e 型式             |
| ・地番図          | T i f f 形式               |
| ・地番参照点データ     | S h a p e 型式             |
| ・住所地図データ      | S h a p e 型式または C S V 型式 |
- (住居番号、家屋形状、街区形状、道路形状)

② 移行に際しカスタマイズ等必要なデータは、都度修正を加えることとし、データ移行作業を実施する時点は、両者協議の上決めることとする。

③ 受注者は、移行したデータが正確に反映されているか確認を行い、確認結果を

発注者に報告し、承認を得ること。なお、移行に際し不備が見つかった場合は、受注者が都度修正を行い、発注者の確認を受けること。

(6) データセットアップ

データセットアップは、以下のとおり行うものとする。

- ① データ整備で作成した道路情報データベースについて、本システムへ搭載するものとする。ファイリングデータとして作成したレイヤについては、リンクの調整・確認についても実施することとする。
- ② 住宅地図データについては、ゼンリン住宅地図（Zmap TOWN II）（同時使用 30 台）を 5 年間の使用許諾を得て、搭載するものとする。

(7) 検証環境の導入

受注者は、システム構築、データ搭載が完了したのち、LGWAN-ASP サービスを用いて、システムの検証環境を提供し、システム変更等の本番適用前に検証環境でのテストを行えるようにすること。

(8) マニュアルの作成及び導入研修

- ① マニュアルについて、運用開始までに、全ての機能について、手順に沿って説明すること。また、冒頭に目次を設け、実際の操作画面に基づき、見やすく理解しやすい構成にすること。特に専門知識を必要とする内容の記述もしくは用語及び略語には、必ず容易に理解できる記述内容で解説を付記すること。
- ② 運用開始までに、受注者の負担で講師及びサポート要員を派遣し、各部署の職員を対象とした基本操作向けの運用・保守研修を行うこと。なお、この研修の対象人数は、道路管理課の職員 30 人程度とし、1 日間（午前・午後計 2 回）とする。実施時期については、別途協議により決定する。
- ③ 研修場所と研修用端末、スクリーン及びプロジェクターは発注者が用意し、教材は受注者が用意するものとする。
- ④ 研修の際は、複数人が同時にシステムに接続することを想定し、滞りなく実施できるようにすること。
- ⑤ 上記の研修に置き換わる方法がある場合は、発注者と協議し、発注者の承諾を得た上で変更することができる。

(9) データ検証

作成したデータについて、図形と紐づけした画像ファイルのリンクが正しく設定されているかしているか等、データ内容の整合について検証を行うものとする。

(10) 機器の環境設定

- ① サーバ、ネットワーク機器等の環境設定

セキュアな LGWAN-ASP サービスとして利用できるよう、受注者が用意するデータセンターに導入されているサーバ、ネットワーク機器等の環境設定を行うこと。

② クライアント端末の環境設定

システムにアクセスするための URL や必要なブラウザの設定情報を、発注者が保有するクライアント端末に設定するツールの提供及びその設定支援を行うこと。

③ 他システムへのデータ提供

発注者が使用するシステム以外のシステム（市民向け公開型 GIS（いち案内））への必要データを（Shape 型式）提供する。なお、必要データについては別途発注者より指示する。

(11) 打合せ協議

原則、業務着手時、中間 3 回、成果物納入時の 5 回とする。その他、必要に応じ協議するものとする。受注者は、委託期間中に行われる発注者との打合せの議事録を作成し、発注者受注者 1 部ずつ保管するものとする。

9. 作業場所

本業務における作業場所は、以下のとおりとする。ただし、受注者は、作業場所を変更する等の事由が発生した場合には、速やかに書面により発注者にその旨を通知し、発注者の承諾を得て変更するものとする。また、発注者の都合により、作業場所の変更を指示する場合がある。

(1) 開発作業場所

受注者が指定する開発作業場所

(※契約締結後に場所を特定し、発注者の承認を得ること。)

(2) システム環境の設定、システム環境稼動テスト実施

打ち合わせ、クライアント環境の設定及びシステム運用テスト実施場所

市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号 市川市道路交通部道路管理課

10. 納品物件

納品物件は、以下の「納品物件一覧表」のとおりとする。各納品物件のタイトルは、同表の納品物件であることが分かるように標記し、納品すること。

また、納入後 1 年間は媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、受注者の責任において納入成果物の複製物を保管すること。

納品物件一覧表

No	納品物件	期 限	提出様式
1	業務実施計画書(WBS)	委託開始日から 7 日以内	紙

2	業務フロー		
3	スケジュール表 (WBS 準拠)		
4	体制表(委託終了後の障害対応体制を含む)		
5	情報セキュリティ対策チェックリスト		
6	議事録 (個別会議を含む。)	委託期間中随時	
7	進捗管理表並びに進捗報告書		
8	操作研修内容の概要及び研修スケジュール表	研修実施の1ヵ月前	
9	操作研修に係る教材(映像を含む)	各操作研修実施の7日前	紙または電子
10	テスト工程別のテスト項目表(テストシナリオ)	各テスト実施の7日前	紙
11	テスト工程別のテスト結果報告書	テスト終了後7日以内	紙
12	操作マニュアル及び運用マニュアル	委託期間中随時	紙または電子
13	道路情報データ	令和7年3月31日まで 令和8年3月25日まで	電子
14	業務完了報告書	令和7年3月31日まで 令和8年3月25日まで	紙
15	完了届	令和8年3月25日	

※ 6「議事録」は、本委託期間中に作成したものを、まとめて再度納品すること。

※ 提出様式は、上記のとおりとする。電子納品する場合は、一般のパソコンで扱えるファイル形式の電子データとして、全ての納品物件をまとめて収録した電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1部を、委託期間終了日までに納品すること。なお、13「道路情報データ」の納品方法については別途発注者と協議するものとする。

#### 11. 納品場所

前項「10. 納品物件」で指定した納品物件は、「3. 担当部課」の業務担当課に、期日までに納品すること。

#### 12. システム運用テスト

- (1) 受注者は発注者が承認したテスト項目表（シナリオテスト）に沿って、テストを実施し、正しく稼動した証明として「テスト結果報告書」を提出すること。
- (2) 受注者は、発注者監督職員立会いのもと、システム運用環境において上記（1）で提出された報告書に基づき、システムが正常に稼動することを確認すること。

### 13. 引渡条件

本作業が完了し、前項「12. システム運用テスト」後に、発注者が実施する完成検査に合格したことをもって引渡しとする。

### 14. スケジュール

スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、特段の理由により、発注者が受注者と協議の上、本スケジュールを変更する場合がある。

- (1) データ整備について、特に以下に定める内容については、令和7年3月までにデータベースの作成及びシステムへの搭載が完了していること。

- ① 境界確定資料
- ② 過去に寄付を受けた箇所
- ③ 舗装構成（復旧構成図）
- ④ 基準点
- ⑤ 地籍図根点多角点
- ⑥ 区域線情報及び地籍測量情報
- ⑦ 道路台帳デジタル化（図形データベース作成迄）

その他のデータ整備に関しては契約期間内に完了させるものとする。

- (2) システム構築は、令和6年12月までに完了するものとし、令和7年1月から3月までを仮運用期間とし、令和7年4月から本運用期間とする。
- (3) 操作研修は、令和7年1月～2月のうち、発注者と調整した時期とする。

### 15. 契約不適合責任

発注者は、目的物が仕様書に定めた業務の内容に適合しないことを認識した場合、その時点から1年以内の間に受注者に対する通知を行うことにより、受注者に対して不適合部分の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。不適合部分の修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から起算し、民法に定める期間内に行われなければならない。

### 16. 秘密の保持

- (1) 受注者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 受注者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 17. 情報セキュリティの確保

受注者は、作業を実施するための情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 18. 権利義務の譲渡の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### 19. 著作権について

##### (1) 著作権の譲渡等

- ① 受注者は、目的物（未完成のものを含む。）又は目的物を利用して完成させた物（以下「著作権に係る成果物等」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第21条から第29条までに規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権」という。）のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受注者に帰属するものを、目的物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者は、発注者の承諾を得て、目的物又は著作権に係る目的物等を利用することができる。
- ② 発注者は、受注者が目的物又は著作権に係る目的物等の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- ③ 上記①及び②にかかわらず、目的物に受注者又は第三者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合の当該著作権は、受注者又は第三者に帰属するものとする。

##### (2) 著作者人格権の制限

- ① 受注者は、発注者に対し、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、次に掲げる行為をすることを許諾すること。  
(ア) 目的物又は著作権に係る目的物等の内容を公表すること。

- (イ) 目的物又は著作権に係る目的物等の内容を本システムに係わる事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で、複製し、又は改変すること。
  - (ウ) 目的物又は著作権に係る目的物等を、本システムに係わる事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で、写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - (エ) 目的物又は著作権に係る目的物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。
- ② 受注者は前記①に関わらず、発注者に対し、納品物件の「12. 操作マニュアル及び運用マニュアル」並びにシステム出力データを改変し、業務で使用することを許諾すること。
  - ③ 受注者は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る目的物を除き、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく目的物又は著作権に係る目的物等の内容を公表してはならない。
  - ④ 受注者は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る目的物を除き、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (3) 第三者の著作権の侵害の防止
- ① 受注者は、受注者が発注者に引き渡した目的物の全てについて第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害するものでないことを保証すること。
  - ② 受注者が前項の規定に違反し、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

## 20. その他

- (1) 受注者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (2) 道路情報データを含むデータ及びシステムの運用に伴いシステム上に蓄積されるユーザデータに関する所有権、著作権等の権利は発注者に帰属するものとし、EUC機能による二次加工データ及び一括抽出により取得するユーザデータ等の使用に係る権利についても発注者に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- (4) 契約履行上の疑義については、発注者と受注者とが協力して解決すること。

(1) 地図機能

分類	機能	内 容	備考
地図	移動	定率移動	表示地図を任意の方向に一定割合で移動させる。
		指定位置中心表示	ダブルクリックした点を画面の中心に移動する。
		ドラッグ移動	マウス操作により地図をつかんだようにして移動させる。
		フリースクロール移動	地図を任意方向に連続してフリースクロールさせる。
	ズーム	定率拡大/縮小	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小する。
		指定範囲拡大/縮小	表示地図領域内で矩形領域を指定し拡大する。
		連続ズーム	表示地図をマウスホイール操作により連続的に拡大・縮小する。
		縮尺指定	リストから選択または入力した縮尺で地図を画面表示する。
		ズームバーによる拡大/縮小	マウスでズームバーを上げ下げし、地図の中心を変えずに縮尺を変更する。
		虫眼鏡機能	地図縮尺を変更せずに、地図の一部分を拡大表示する。
		レイヤ範囲表示	指定するレイヤの範囲を地図画面に表示する。
	回転	回転角度入力	回転表示させる角度をキー入力する。
		自由回転	スライダーをマウスドラッグにより、地図を回転表示させる。
	表示レイヤ制御	レイヤ一覧凡例表示	レイヤ一覧と凡例を表示する。
		レイヤ表示・非表示設定	チェックボックスでレイヤの表示・非表示を切替える。
		レイヤの解放	凡例上のレイヤ一覧からレイヤを削除する。
		レイヤ順番の変更	画面に表示しているレイヤの順番を変更する。
		透過率設定	画面に表示しているレイヤの透過率を設定する。
	索引図	複数索引図の設定	複数種類を設定、表示が可能とする。
		メイン地図の領域表示	全体図（索引図）上に、メイン地図画面の表示領域を示す。
		メイン地図との同期	メイン地図の動きと同期して外観図の表示も拡大・縮小・移動する。
	複数地図の同時表示	同時表示	複数の地図画面を同時に表示する。
		同期表示	1つの地図の場所移動に同期し、他の地図画面も表示移動する。
	その他	中心位置表示	地図の中心座標を表示する。
		ズームバー表示	ズームバーを表示する。
		スケールバー表示	表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示する。
		マウス座標表示	マウス位置の座標を表示する。
		背景のトーン色指定	グレースケールなど背景のトーン色を指定する。
	メモ	メモ表示	任意の文字列を地図上に吹き出しで表示する。
		メモの保存	作成したメモを保存する。また、保存したものを読み込む。
		メモの終了	右クリックメニューからメモを終了する。
	レイヤ管理	レイヤ管理	新規レイヤ作成
レイヤのアクセス権設定			レイヤに対して、編集・印刷・出力の権限を指定する。
レイヤ名の変更			作成済みのレイヤの名称を変更する。
テーブルの再定義			レイヤの属性定義を変更する。
外部テーブルの関連付け			指定したレイヤに外部属性データを関連付ける。
ファイリング設定			レイヤに対してファイリング対象にするかどうかの設定をする。
メタ情報表示			クリアリングハウスのようにメタ情報を表示、更新する機能。
メタ情報検索			メタ情報を検索する機能。
シンボル設定		単一シンボル	単一の線種、線色、塗りつぶし色等のシンボル設定を行う。
		個別値シンボル	属性値ごとにシンボルを設定してレイヤを表示する。
		ランキングシンボル	属性値でカテゴリ分けし、カテゴリごとにシンボルを設定してレイヤを表示する。
		シンボル非表示	シンボルを表示しない設定。
		画像シンボル設定	フォントや▲などのかわりにIcon、GIFファイルなどを使う。
		単一ラベル	単一の文字種、文字色等のラベル設定を行う。
		個別値ラベル	属性値ごとにラベルを設定してレイヤを表示する。
		ランキングラベル	属性値でカテゴリ分けし、カテゴリごとにラベルを設定してレイヤを表示する。
		段ラベル	ラベルを複数行表示する。
		ラベル非表示	ラベルを表示しない設定。
		棒グラフ	属性値を用いて棒グラフを作成し、レイヤ表示する。
		円グラフ	属性値を用いて円グラフを作成し、レイヤ表示する。
		クロスランキング	二つフィールドの値を組み合わせてシンボルを設定してレイヤを表示する。
		表示縮尺の設定	シンボルやラベルを表示する縮尺範囲を指定する。
グループレイヤ管理		保存	複数のレイヤについてグループレイヤとして保存する。
		読み込み	グループレイヤを読み込み、同時に表示をON/OFFを切り替えることができる。
		削除	作成したグループレイヤを削除する。
		アクセス権の設定	グループレイヤの共有レベル（全体公開、グループ公開、マイレイヤ）を指定する。
マップ管理		保存	よく使うレイヤの組み合わせをマップとして保存する。
		読み込み	保存したマップを読み込み、複数のレイヤで構成される主題図を瞬時に呼び出すことができる。
		削除	作成したマップを削除する。
		アクセス権の設定	マップの共有レベル（全体公開、グループ公開、マイマップ）を指定する。

レイヤ管理	プロジェクト管理	プロジェクト保存	システムに追加されているレイヤ情報（図式、表示非表示状態）や表示縮尺、中心座標を保存する。	
		読み込み	事前に登録されているプロジェクトを呼び出す事で、瞬時に多数のレイヤのON/OFFを切り替える。	
		削除	作成したプロジェクトを削除する。	
		アクセス権の設定	プロジェクトに対する共有レベルを設定する。（全体公開、グループ公開、マイプロジェクト）	
		初期表示プロジェクトの設定	ログイン時に指定したプロジェクトを自動的に読み込む。	
検索	場所移動	住所検索	町名や地番を選択し、対象住所の位置を地図表示する。	
		地番検索	地番を選択し、対象住所の位置を地図表示する。	
		目標物検索	目標物名を選択して対象目標物の位置を地図表示する。	
		クイック検索（住所）	住所文字列を入力し、対象の位置を地図表示する。	
		クイック検索（地番）	地番文字列を入力し、対象の位置を地図表示する。	
		クイック検索（目標物）	目標物文字列を入力し、対象の位置を地図表示する。	
		クイック検索（平面座標）	指定した平面座標を中心に地図を画面表示する。	
		クイック検索（緯度経度10進）	指定した緯度経度（10進標記）を中心に地図を画面表示する。	
		クイック検索（緯度経度60進）	指定した緯度経度（60進標記）を中心に地図を画面表示する。	
	お気に入り	名称を付けて特定の位置をお気に入り登録し、登録した位置を呼び出すことで移動する。		
	地図検索	個別属性表示	マウス操作により地物を指定（クリック）し、対象地物の属性を表示する。	
		空間検索	マウス操作により対象領域を指定し、領域内にかかる、あるいは含まれる地物の属性を表示する。対象領域の指定は、既存図形・新規入力（多角形・円・点・線）から選択可能。	
		レイヤ検索	選択された検索レイヤの図形と重なる図形を検索する。	
		レイヤ全検索	検索レイヤの全図形について重なる図形を検索する。	
		レイヤ解析	2つのレイヤを重ね合わせ、重なる（または重ならない）図形を検索する。	
		多重円検索	半径と中心位置を指定して多重円を作成し、その領域に含まれる地物を検索する。	
		複数円検索	ドラッグで複数の円を作成し、その領域に含まれる地物を検索する。	
	属性検索	属性検索	検索条件を設定して属性データを検索し表示する。	
		検索条件の抽出	検索しようとするデータ項目にどのような種類の数字や文字が格納されているかを抽出する。	
		検索条件の保存	作成した検索条件を保存する。	
		特定属性検索	保存した検索条件を読み出して検索を行う。	
		あいまい検索	表示しているレイヤすべてに対して同時にキーワード検索を行い、キーワードが含まれるレイヤとそれが含まれる項目名と件数を表示し、さらに絞込み検索をする。	
		検索結果の絞込み	検索結果を対象として属性検索をする。	
	属性一覧	レイヤの属性表示	検索された、またはすべてのレイヤの属性を一覧表に表示する。	
		検索結果の強調表示	検索された属性情報に対応する地物を強調表示する。	
		選択範囲表示	検索結果の属性一覧上で選択された属性情報に対応する地物を地図表示する。	
		並べ替え	検索結果の属性一覧を昇順もしくは降順に並べ替え表示をする。	
		属性一括更新	指定した属性項目について、属性一覧上に表示されている全行を一括で更新する。	
属性照会		属性一覧上で選択された属性情報を単票形式で表示する。		
属性編集		単票形式で表示した属性の内容を編集する。		
レコードの削除		属性一覧からレコードを削除する。		

検索	属性一覧	選択図形のみ表示	属性一覧で選択した図形のみ表示する。	
		レイヤ複製	属性一覧に表示中のデータを別レイヤとして複製する。	
		既存レイヤに複製	既存のレイヤに、他のレイヤから指定した図形と属性をコピーする。	
		項目集計	検索された属性データを利用して小計・件数などを集計する。 集計結果をCSVファイル出力する。	
		クロス集計	検索された属性データを利用して小計・件数などをクロス集計する。 集計結果をCSVファイル出力する。	
	ファイリング	参照	地図データに対して関連づけられているファイルを参照する。	
		編集	地図データに対して任意ファイルに関連づける。	
		検索	ファイル名、ファイルサイズ、更新日時などの条件でファイルを検索する。	
	その他	検索の追加、絞込み	空間検索や属性検索からの検索結果一覧からさらに検索する。 追加、削除、排他の3種類が可能。	
		検索結果の消去	検索結果の色塗りおよび属性一覧の内容を消去する。	
レコードの削除		検索結果一覧からレコードを削除する。		
出力	印刷	印刷	地図や凡例のなどが表示されたレイアウトファイルをダウンロードする。	
		プレビュー	印刷状態をあらかじめ画面上で確認する。	
		印刷縮尺の指定	印刷する地図縮尺を指定する。	
		印刷レイアウト	事前に作成した印刷書式を呼び出して瞬時に印刷書式を作成する。	
		整飾	印刷する地図にタイトル、方位シンボル、スケールバー等の装飾を施す。	
		セキュリティテキスト	レイヤのセキュリティ設定によって、印刷日時や実行者を強制印字する。	
		アドバンスド印刷	面表示した地図に印刷枠を複数配置し、まとめて印刷する。	
		連続印刷	対象図形を選択し、属性の単票帳票を連続印刷する。	
		図郭印刷	図郭地図上で選択された図郭範囲だけ印刷する。	
		印刷レイアウト編集	ユーザー側で画面上で印刷レイアウトを編集する。	
		地図の中心位置の属性表示	地図の中心位置から属性を取得し、指定したテキストボックスに出力する。	
		ブラウザ印刷	ブラウザから簡易的に印刷する。(A3以上は非対応)	
		複数マップ印刷	ひとつの印刷レイアウトに、複数の地図範囲を配置する。	
	ファイル出力	画像エクスポート	表示中の地図画面を画像ファイルとして出力する。(PNG,JPGなど)	
		CSVエクスポート	検索等により表示された属性データをCSVファイル形式で出力し、ダウンロードする。	
		位置情報付きCSVエクスポート	検索等により表示された属性データを座標情報(XYまたは緯度経度)付きでCSVファイル形式で出力しダウンロードする。	
		Shapeエクスポート	検索等により表示された図形データをShape形式で出力する。	
		GMLエクスポート	検索等により表示された図形データをGML形式で出力する。	
		SIMAエクスポート	検索等により表示された図形データをSIMA形式で出力する。	
		DXF/DWGエクスポート	検索等により表示された図形データをDXF/DWG形式で出力する。	
入力	ファイル入力	CSVインポート	CSVファイルを外部属性テーブルとしてインポートする。	
		位置情報付きCSVインポート	位置情報が入力されているCSVファイルからレイヤにインポートする。 位置情報は以下の3形式に対応。 ① 住所→アドレスマッチングで新規レイヤ登録 ② XY座標→システムの座標系と異なる場合は投影変換を行いインポート ③ 緯度経度→システムの座標系と異なる場合は投影変換を行いインポート	
		Shapeインポート	SHAPEファイルをインポートする。	
		GMLインポート	GMLファイルをインポートする。	
		SIMAインポート	SIMAファイルをインポートする。	
		DXF/DWGインポート	DXF/DWGファイルをインポートする。	
		KMLインポート	KMLファイルをインポートする。	
		GPXインポート	GPXファイルをインポートする。	
		新規レイヤ/テーブル作成	各データのインポート時に新規レイヤ/テーブルを作成する。	
		既存レイヤ/テーブルに追加	各データのインポート時に既存レイヤ/テーブルにデータを追加する。	
		既存レイヤ/テーブルを入替	各データのインポート時に既存レイヤ/テーブルのデータと入れ替える。	
		属性更新	インポートしたCSVファイルの内容でレイヤの属性を更新する。	
		外部属性更新	インポートしたCSVファイルの内容で外部テーブルの内容を更新する。	
		写真取込	インポートした画像ファイルのExif情報から座標位置の追加と画像のファイリングを行う。	
		計測	各種計測	距離計測
面積計測	地図上でマウスクリックにより指定した多角形の面積と周長を計測する。			
図形計測	既存レイヤの図形自体の計測をする。			
角度計測	マウスで入力した2本のライン間の角度を計測する。			
円計測	マウスで入力した円の面積と周長を計測する。			
スナップ	指定したレイヤの図形に対してスナップしながら計測する。			
計測結果の操作	計測結果の削除		計測結果の表示を消去する。	
	計測結果の座標表示		計測図形の頂点の座標をリスト表示する。	
	集計		計測した結果を集計する。	
		エクスポート	計測結果をKML形式でエクスポートする。	

編集	図形編集	図形追加	地図上にマウスでポイント、ライン、ポリゴン図形追加する。	
		円追加	地図上でマウスクリックとドラッグにより円を作図する。	
		図形削除	選択した図形を削除する。	
		複製	選択した図形をコピーする。	
		形状変更	作成済みの図形の形状を変更する。	
		回転	選択した図形を回転させる	
		拡大/縮小	選択した図形を拡大、縮小させる	
		スナップ	指定したレイヤの図形に対してスナップしながら編集する。	
		トポロジ編集	隣接するポリゴンについて、共有する頂点を移動することで両方の図形を同時に更新する。	
		重なった図形から特定	重なった図形を図形のIDを使って選択する。	
		補助点入力	座標を指定し、図形入力時の補助となる点を生成する。	
		バッファ作成	属性一覧上に表示されている図形に対して一括でバッファを発生させる。	
		正方形メッシュ追加	指定した座標を開始点として、任意の大きさと角度でn×mマスの正方形メッシュを作図する。	
		ポイント→ポリゴン/ライン変換	ポイントデータを、ポリゴンデータ、ラインデータに変換する。	
	空間演算	バッファ	マウスで選択した図形を元にバッファ図形を発生させる。	
		分割	図形を分割する。	
		結合	2つの図形を合成する。	
		くり抜き	選択した図形をマウスで入力した図形でくり抜く。	
		空間結合	検索レイヤの図形に重なる対象レイヤの図形に対して、検索レイヤの属性値を結合する。	
		図形コピー・移動	2つの異なるレイヤ間での図形をコピーまたは移動する。	
		属性編集	属性登録	作図した図形に対して関連する属性を入力し付与する。
	属性一括更新		検索で絞り込んだレコード群の属性を一括で編集する。	
	ファイリング登録		新規図形登録時または図形編集時に任意ファイルを関連づける。	
	簡易作図	図形入力	レイヤを指定せず、一時的な図形（点、線、面、文字）を入力する。サイズおよび色を指定できる。保存はできない。	
		入力図形の消去	入力した簡易図形の一括消去	
	ツール	各種ツール	スナップ設定	スナップ対象レイヤ、スナップ範囲などスナップの条件を設定する。
地図上への画像貼り付け			座標を指定して画像ファイルを地図上に貼り付ける。	
二点間経路探索			ユーザが地図上で指定した2点間の最短経路を探索して表示する。	
地図上へのGeoTIFF画像貼り付け			GeoTIFFの持つ位置情報をもとに、座標が一致する地図上の位置に画像を貼り付ける。	
その他	システム設定	第2測地系	地図上に表示する座標の測地系設定する。	
		住所辞書選択	複数住所辞書がセットされている場合、利用する住所辞書を指定する。	
		マッチングレベル設定	アドレスマッチング時の制限レベルと希望レベルの初期設定をする。	
		お知らせ表示設定	ログイン時に設定されたお知らせを表示する。	
	その他機能	ヘルプ	ヘルプを表示する。	
		バージョン情報	システム情報等を表示する。	
		ログインユーザー表示	ログインユーザー名をツールバー上に表示する。	

(2) 管理ツール

分類	機能	内 容	備考
システム管理者管理	新規登録	新規登録	自治体（テナント）ごとに新規システム管理者を登録する。
	検索・編集	検索・編集	登録済みシステム管理者の検索および設定の変更をする。
		削除	登録済みシステム管理者を削除する。
自治体管理	新規登録	システム設定	利用開始・終了日、認証種別、登録ユーザー数、同時利用設定、タイムアウト時間、パスワードポリシー、認証失敗許容回数、パスワード有効日数等を設定する。
		アプリケーション設定	データベース接続設定、アドレスマッチング設定、初期表示縮尺、初期表示プロジェクト設定等を行う。
		最大登録可能数設定	マップ登録数やレイヤ登録数、検索上限数等各機能の最大値を設定する。
	検索・編集	複数テーマ同時ライセンス管理	ユーザーまたはグループ単位で統合型とは別テーマのライセンスを同時管理する。
		検索・編集	作成済み自治体（テナント）の検索および設定の変更をする。
	災害モード	災害モード	管理ツールで設定することで、アクセス権限を一括で変更する。 ・アクセス開放モード：同時利用者数制限を無制限とする ・アクセス制限モード：同時利用者数制限を無制限とし、かつ管理者権限を持つユーザーのみログイン許可する。
グループ・ユーザー管理	ユーザー管理	新規ユーザー登録	新規利用ユーザーを作成する。
		管理者設定	ユーザーに対して管理者、責任者権限を割り当てる。
		検索・編集	作成済みユーザー、グループの検索および設定の変更をする。
		削除	作成済みユーザー、グループを削除する。
	グループ管理	新規登録グループ登録	新規グループを作成し、ユーザーを割り当てる。
		検索・編集	作成済みユーザー、グループの検索および設定の変更をする。
		削除	作成済みユーザー、グループを削除する。
	一括登録	新規登録グループ登録	CSVファイルに記載されたグループ、ユーザー情報を一括で登録する。
上書き登録		CSVファイルに記載されたグループ、ユーザー情報で既存のグループ、ユーザー情報を上書きする。	
GIS資源管理	データソース管理	検索・編集	作成済みデータソースの検索および設定の変更をする。
		権限設定	全て、または特定のグループ、ユーザーに対し、参照・編集の権限を設定する。
		削除	作成済みデータソースを削除する。
	マップ管理	新規作成	新規マップを作成する。
		検索・編集	作成済みマップの検索および設定の変更をする。
		権限設定	全て、または特定のグループ、ユーザーに対し、参照・編集の権限を設定する。
		削除	作成済みマップを削除する。
	レイヤ管理	新規作成	新規レイヤを作成する。
		検索・編集	作成済みレイヤの検索および設定の変更をする。
	GIS資源管理	レイヤ管理	権限設定
削除			作成済みレイヤを削除する。
外部属性管理		新規作成	新規外部属性テーブルを作成する。
		検索・編集	作成済み外部属性テーブルの検索および設定の変更をする。
		権限設定	全て、または特定のグループ、ユーザーに対し、参照・編集の権限を設定する。
プロジェクト管理		削除	作成済み外部属性を削除する。
		検索・編集	作成済みプロジェクトの検索および設定の変更をする。
属性エリア管理		削除	作成済みプロジェクトを削除する。
		検索・編集	レイヤまたは外部属性のフィールドにエリアを設定する。
索引図管理		索引図として表示するマップを設定する。	
ログ管理	一覧	検索条件設定	操作ログの検索条件を設定する。（日時、システム名、ユーザー、ソースIPアドレス、操作内容、操作カテゴリ、操作対象ID）
		一覧表示	抽出された操作ログを一覧表示する。
		CSV出力	一覧表示された操作ログをCSV形式でダウンロードする。
機能権限管理	ユーザー機能管理	新規登録	グループまたはユーザーごとに利用可能な機能を設定する。
		検索・編集	登録済みの設定の一覧表示と内容を変更する。
		削除	登録済みの設定を削除する。
	ユーザー設定管理	新規登録	画面構成等を管理するユーザー設定ファイルを登録する。
機能権限管理	ユーザー設定管理	検索・編集	登録済みの設定の一覧表示と内容の変更をする。
		権限設定	全て、または特定のグループ、ユーザーに対し、ユーザー設定ファイルへのアクセス権を設定する。
		削除	登録済みの設定を削除する。

印刷情報管理	印刷レイアウト管理	一覧・編集	登録済みレイアウトファイルの一覧表示、設定変更を行う。	
		削除	レイアウトファイルの登録を削除する。	
		権限設定	全て、または特定のグループ、ユーザーに対し、レイアウトファイルへのアクセス権を設定する。	
		ダウンロード	登録済みのレイアウトファイル、プレビューファイルをダウンロードする。	
	凡例設定管理	新規登録	凡例設定ファイルをアップロードして登録する。	
		一覧・編集	登録済み凡例設定ファイルの一覧表示、設定変更を行う。	
		削除	凡例設定ファイルの登録を削除する。	
		権限設定	全て、または特定のグループ、ユーザーに対し、凡例設定ファイルへのアクセス権を設定する。	
	セキュリティテキスト管理	ダウンロード	登録済みのレイアウトファイル、プレビューファイルをダウンロードする。	
		新規登録	セキュリティテキストファイルをアップロードして登録する。	
		一覧・編集	登録済みセキュリティテキストファイルの一覧表示、設定変更を行う。	
		削除	セキュリティテキストファイルの登録を削除する。	
	セッション管理	セッション管理	権限設定	全て、または特定のグループまたはユーザーに対してセキュリティテキストファイルへのアクセス権を設定する。
ダウンロード			登録済みのレイアウトファイル、プレビューファイルをダウンロードする。	
セッション管理	セッション管理	一覧表示	現在接続中のセッションの一覧を表示する。	
		削除	指定したセッションを削除する。	
お知らせ通知設定	新規登録	新規登録	ログイン直後に表示されるお知らせメッセージを登録する。	
	一覧・編集	一覧表示	登録済みのお知らせの一覧表示、内容の編集を行う。	
		削除	登録済みのお知らせを削除する。	
その他	その他機能	ヘルプ	管理ツールのヘルプを表示する。	
		バージョン情報	システム情報等を表示する。	
		レポート出力	月 (yyyy/mm) を指定して利用ログを出力する。	

## サービスレベルの保証基準(SLA)

項番	対象	項目	単位	評価および測定方法	本システムに対する提供レベル
1	サービス全体	稼働率	%	サービス稼働率＝実際の稼働時間÷(所定のサービス提供時間－ 予定された停止時間－免責される停止時間)×100 ※所定のサービス提供時間:24時間365日	99.9%以上
2	障害対応	対応時間	時間帯	対応システム運用時に障害を検出し対応を行う時間帯	月曜日から金曜日(祝日及び指定する休業日 を除く)8時30分から18時まで
3		障害通知	時間(分)	異常を検知し、障害状況の一報を通知するまでの時間	上記時間帯に限り1時間以内
4		経過報告間隔	時間間隔	障害報告を行い、状況を定期的に報告を行う間隔	適宜
5	セキュリティパッチ	セキュリティパッチの適用	日	セキュリティパッチ公開後、緊急適用の要否判定を行い、適用を必要 と判断した場合に適用する期間	3営業日以内
6	ヘルプデスク	対応時間	時間帯	ヘルプデスクのサービス提供時間	月曜日から金曜日(祝日及び指定する休業日 を除く)8時30分から18時まで
7	バックアップ	バックアップの実施	有無	日次でフルバックアップし3世代を保存する。 データ破損時のリカバリーポイントは1日以内とする。	有
8	セキュリティ管理	事前申請、記録管理	有無	データセンターへの入退出の履歴管理が規定されているか。	有
9	電源設備	電源監視装置の設置	有無	電源を安定して共通するための監視装置が設置されているか。	有
10		停電対策	有無	無停電電源装置が設置されているか。	有
11	空調設備	空調稼働運転の要件	有無	空調設備の稼働時間が24時間稼働可能であるか。	有
12	地震対策設備	耐震/免振能力の確保	有無	地震対策を施した設備であるか。	有

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項  
(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に記載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員

が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。

3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下この項において「長期継続契約」という。）である場合にあつては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払予定額」という。））の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約の解除に係る当該違約金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 単位数あたりの契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあつては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額
- (2) 月額による契約 月額に契約期間の月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあつては、月額に12を乗じて計算した額）の100分の10に相当する額

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。

5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

（遵守義務違反）

第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を行う。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

## 別記1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、この業務契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (個人情報の機密保持義務)

第2条 受注者は、この業務契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この業務契約終了後も、同様とする。

#### (受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

#### (第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受注者は、この業務契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、この業務契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者と再委託するときは、必ず発注者の承諾を得るものとする。

#### (適正管理)

第6条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

#### (個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この業務契約により指定された業務場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この業務契約により指定された業務場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受注者は、この業務契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 受注者がこの業務契約の事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(受注者の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、この業務契約の事務に係る受注者の事務所に、随時に立ち入り、調査を行い、又は受注者に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 受注者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、受注者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

## 別記2

### 情報セキュリティ取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受注者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

#### (定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 発注者が本件業務を履行させるために受注者へ提供した情報（個人情報を含む）又は受注者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようなことをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

#### (目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 受注者は、本件業務の履行に当たり発注者に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、発注者の承認を得なければならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、本件業務に関する情報を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず発注者の承諾を得るものとする。

2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、発注者が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 受注者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、本件業務に関する情報を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、本件業務に関する情報について、発注者の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 受注者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

(1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。

(2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、受注者が開発し、又は開発させ発注者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、発注者と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、発注者と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 受注者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかななければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、受注者は、直ちに、発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 受注者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について発注者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 受注者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 受注者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって発注者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、受注者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、受注者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 受注者は、発注者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 受注者は、受注者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって発注者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。